

19. 8. 18  
第399号

フモノトハ。会費三ヶ月以上滞納ノ者ハ退会者ト做シ  
会費名簿ヨリ消去ス  
一 本規約ハ大会ニ於テ三分ノ一以上ノ賛成ヲ得ルニ非  
カレハ変更スルコトヲ得ズ。  
（以上）

勞秘甲第九二七號

大正十三年八月十一日

警視總監 太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎 殿  
東京警備司令官 山梨半造 殿  
社會局長官 池田宏 殿  
京都 大阪 神奈川 愛知  
兵庫 山梨 靜岡 千葉  
茨城 埼玉 栃木 群馬  
各府縣長官 殿  
東京地方裁判所 理事 正 殿